

社会福祉法人慈孝会費用弁償内規

役員・評議員報酬規程

本法人の開催する理事会・監事会・評議員会等、本法人又は事業所等が主催した会議等に要した費用の一部を弁償する主旨でこの規程を定める。

1 弁償の対象

弁償の対象は、会議に出席するために要した交通費運賃及び会議消費時間に対する手当（日当・半日当報酬）とする。

会議出席者は全て同一基準により弁償する。

2 弁償の方法

① 交通運賃

主催会場より片道10キロメートル以内

1,000円とする。

主催会場より片道10キロメートル以上

10km以上を30円/1kmで算出する。

公共交通機関を使用の場合はその実費とする。

② 日当・半日当報酬

半日当 会議時間4時間以内 : 1,500円とする。

日 当 会議時間4時間以上 : 3,000円とする。

3 本規程は、当法人施設での会議開催を原則とし、開催地が異なる場合には、その都度協議する。

附 則 本規程は、平成元年4月1日より施行する。
本規程は、平成15年4月1日より施行する。
本規程は、平成19年4月1日より施行する。
本規程は、平成29年1月1日より施行する。